

## 民生福祉常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和6年1月11日(木) 午後1時36分から午後2時50分まで
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 茂木委員長、星野副委員長、鈴木、齋藤(育)、井上、戸部 各委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明者 角田(浩)市民部長、田村市民協働課長  
角田(真)健康福祉部長、安原社会福祉課長、金子子ども課長、  
信澤介護高齢課長、鶴淵健康課長
- 6 事務局 大島議事係長
- 7 傍聴者 なし
- 8 傍聴議員 なし
- 9 議 事
- (1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明
  - (2) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
  - (3) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明
  - (4) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
  - (5) 今後の日程について
  - (6) その他
- 10 会議の概要
- (1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、議事に入る。

次第(1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明に入る。  
まず、税務課の所管に係る事項について説明願う。

(角田市民部長 説明)

### ア 税務課

#### ・調査事項

- 1 住民税非課税世帯の状況について

#### ・報告事項

- 1 令和6年度市県民税に係る申告相談について

○市民部長 まず、調査事項1「住民税非課税世帯の状況について」説明する。

資料2ページを御覧いただきたい。

①市民全体に対する非課税世帯及び高齢者世帯等の状況についてである。Aの住民登録世帯数は20,615世帯、うち非課税世帯数がCの5,412世帯で、全世帯に対する構成比は26.3%と4分の1強の割合である。また、非課税世帯のうち65歳以上の世帯員のみで構成される高齢者世帯はDであり4,026世帯、全高齢者世帯に対する非課税高齢者世帯の割合は55%、非課税世帯に占める非課税高齢者世帯の割合は74.4%である。

なお、人数等については、参考としてその下の行に記載したので確認願いたい。

次に、②非課税世帯の世帯員数別構成等についてであるが、一人世帯が3,705世帯と最も多く、二人世帯の1,363世帯と合わせると5,068世帯と93.7%を占めている。

次に、③主たる収入区分別非課税世帯の状況については、2行目の年金が3,937世帯で72.7%と最も多く、次に1行目の給与が766世帯、14.2%であり、その他は記載のとおりである。なお、複数の収入がある世帯は主たる収入で区分している。

次に、④非課税世帯における障害者控除適用状況については、非課税世帯において障害者控除の適用を受けている世帯は430世帯で7.9%である。

次に、⑤全世帯における障害者控除適用状況については1,587世帯、7.7%である。

なお、世帯数、人数については、令和5年12月27日の住民基本台帳のデータと税システムのデータを基に算出した。

次に、報告事項1「令和6年度市県民税に係る申告相談について」説明する。

資料3ページを御覧いただきたい。

記載の申告相談日程の表のとおりである。来月2月16日金曜日の利根地区から始まり、各地区を2日ずつの日程で行い、3月6日水曜日からの6日間は本庁管内を記載の町に区分して実施した後、3月14日木曜日、15日金曜日は、沼田市全体を対象として実施する予定である。

○委員長 説明が終わった。

まず、調査事項1「住民税非課税世帯の状況について」質疑はあるか。井上委員。

○井上委員 12月議会のときに、7万円給付の世帯は5,000世帯なかったかと思う。ここでは5,400世帯となっている。これは均等割の課税世帯も含めてこの数字になっているのかどうか確認をさせてもらいたい。おそらく、12月議会のときは4,800世帯くらいが7万円給付の対象世帯であると言っていたと思う。あと、この数字だけを見ると構成比26.3%の非課税世帯であることは、全国であるとか、県内であるとかで見たとき、標準というか、今の日本の現状の中でどうなのか分ければ教えていただきたい。

○市民部長 まず、こちらに均等割の世帯が入っているかどうかについては、先ほど申し上げたとおり、住民基本台帳の数値は12月27日現在の数値である。税システムのデータは、令和5年度申告分であるので多少の齟齬があることを御理解いただきたい。それから26.3%が大体平均的なものかということについては調べていないので、今ここで回答できない。

○井上委員 600世帯も増えていたので、日付が1か月ずれているにしても、数字的に齟齬がありすぎると思ったので確認させていただいた。もしも後で分ければ教えていただければと思う。高齢世帯が非課税世帯の中でも多い。それを抜いても1,400世帯くらいが高齢世帯ではない。まだ生産年齢人口の世帯である。この部分に対して、税務課でやる仕事ではないと思うが、就労支援などに課税状況の資料は活用できるのではないかと思う。こういう状態であることを各課と共有できているのかどうか。例えば、社会福祉課でこういうデータを持っていればこういう世帯にもうちょっと手当てができるのではないかとか、介護高齢課で持っていれば高齢者の1人世帯で非課税世帯が多いから、違うサービスがあるのではないかといった基礎資料になると思う。庁内でそのようなデータの共有ができているのかどうか教えていただきたい。

○市民部長 休憩願う。

○委員長 休憩する。

午後 1 : 4 4 ~ 午後 1 : 4 6

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

○市民部長 基礎資料を就労支援等に活用できないかという質疑かと思う。税データについては守秘義務がある。他課に出すということはなかなか難しいということで、活用することは難しいと考えている。先ほどの均等割世帯が含まれているかどうかということであるが、社会福祉課の数値は税務課から出たものではないということなので、どういう状況でその数値が出たかということが分からない状況なので説明ができないということを御理解いただければと思う。

○井上委員 個人個人のデータの共有ができないということは当然分かるが、数値としてこれぐらい働ける人たちが課税できる状況ではないという基礎データの部分は共有してもいいのではないかと思う。これで見ると人口の7%ぐらいの世帯が生産年齢人口であり、まだ働ける人の年齢であるが非課税世帯になっている。結構大きい数字であると思うのでそこをどういう手当ををするか考える基礎になる。個人の「この人が非課税ですよ」とかという情報は共有しなくても、「これぐらいの数字で沼田市が推移している」という基礎資料は提供してもいいというか、共有してもいいのではないかと思うが、考えを聞かせてもらいたい。

○市民部長 構成や収入区分別、年齢によつての世帯数等を共有して、就労支援等につなげていけないかということであるが、そちらについては、関係課と連携をしながら研究を進めていければと考えているのでよろしく願います。

○委員長 ほかに。戸部委員。

○戸部委員 世帯数というのは納税義務者という見解でいいか。納税義務者イコール世帯数ということでいいのか。

○市民部長 休憩願う。

○委員長 休憩する。

午後 1 : 4 9 ~ 午後 1 : 5 1

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

○市民部長 20,615世帯というのは住民基本台帳に登録されている世帯ということになる。申告あるいは課税される世帯、全てではないということで御理解いただきたい。

○戸部委員 納税義務者が世帯に2人とか3人とかいる場合があるということでもいいか。

○市民部長 ③の主たる収入区分別非課税世帯状況のところの説明したが、給与と年金をもらっている世帯もある。その場合、多いほうで把握させてもらった。世帯に複数いる場合もあるということで御理解いただきたい。

○委員長 ほかに。鈴木委員。

○鈴木委員 去年の暮れにこの数字について勉強させてもらった。4軒に1軒が非課税世帯という現実にとっても驚いて、他市の状況はどうかと思い、前橋市の状況を調べてみたところ、前橋市も4軒に1軒が非課税世帯ということであった。日本において4軒に1軒が非課税ということがスタンダードという認識を持っているのか、それともこの状況はまず

くて1軒でも少ない方向に持っていかなくてはいけないと思っているのか教えていただきたい。

○市民部長 4軒に1軒が非課税世帯であるという状況についてスタンダードなのか、改善すべきなのかという疑問かと思うが、当然高齢者が増えているという中で鈴木委員の指摘のとおり、前橋市については4軒に1軒ということで、沼田市と一致するという状況である。全国的にその数値で推移している。高齢化が進んで推移しているのかなというふう考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 次に、報告事項1「令和6年度市県民税に係る申告相談について」疑問はあるか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 なければ、以上で税務課を終了する。

次に、市民協働課の所管に係る事項について報告願う。

(田村市民協働課長 報告)

## イ 市民協働課

### ・報告事項

#### 1 沼田市公式LINEメニューへの「回覧板」アイコンの追加について

○市民協働課長 報告事項1「沼田市公式LINEメニューへの「回覧板」アイコンの追加について」報告する。

資料5ページを御覧いただきたい。

現在、市民協働課で一般行政事務委託を所管しているが、各行政区に毎月1日に広報ぬまた等の文書の全戸配布、15日に回覧文書、月2回の配布を委託している。

回覧文書は、市ホームページに掲載しているが、ホームページの構成上、ページ階層をたどる必要があるため、アクセスに課題があると考えている。

そこで、国内で利用人口が9,500万人、約86%とも言われ、普及が進んでいるLINEを用い、市公式LINEから市ホームページの回覧文書にワンタップでアクセスできるようにすることにより、利便性の向上を図ることができるものと考え、市公式LINEメニューに市ホームページの回覧文書掲載ページへのリンクを貼った「回覧板」アイコンを今月15日から追加し、運用を開始する。資料にある文書を15日付、回覧にて市民に周知したいと考えている。

○委員長 報告が終わった。

報告事項1「沼田市公式LINEメニューへの「回覧板」アイコンの追加について」疑問はあるか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 なければ、以上で市民協働課を終了する。  
以上で市民部各課の所管事項報告・調査事項説明を終わる。

(5) 今後の日程について

○委員長 次に、次第(5)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の説明のとおりでよろしいか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

○委員長 それでは、そのようにしたい。

(市民部 退室)

(2) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第(2)市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。発言はあるか。副委員長。

○副委員長 1月15日に回覧板で周知されるとの報告があった。今、地域は役員の成り手不足であり、ひとつの助けになるものであると思う。1か月しか経過しないがやってみてどうかというようなことを聞いてみたい。

○委員長 多分回覧板にQRコードがあって読み込むことになると思う。実際にアクセスした人が何名であるとか。

○副委員長 回覧板として回していたものが、いずれ、みんなが慣れてくれば変わっていく可能性を秘めていると思う。

○委員長 ペーパーレスにもなる。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 それでは、以上で市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

(3) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第(3)健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。  
まず、社会福祉課の所管に係る事項について説明願う。

(安原社会福祉課長 説明)

ア 社会福祉課

・調査事項

1 群馬県医療的ケア児等支援センターとの連携について

・報告事項

1 令和5年度物価高騰対応重点支援給付金(7万円追加給付)について

○社会福祉課長 まず、調査事項1「群馬県医療的ケア児等支援センターとの連携について」説明する。

資料2ページを御覧いただきたい。

群馬県医療的ケア児等支援センター「やっほ」のリーフレットの写しである。この支援センターやっほは、医療的ケア児等とその家族、関係者が気軽に相談できる窓口として設置されている。センターは3か所ある。沼田市は渋川市にある小児医療センター敷地内にあるやっほが担当の施設となる。

次に、3ページを御覧いただきたい。

このやっほの取組ということであるが、記載のとおり相談支援ということで、医療的ケア児等の家族の相談、それから支援者、行政などの相談も受け付けている。また、人材育成と地域づくりということで、支援者を対象とした各種研修会の開催、それから支援者のネットワークづくり等を行うような施設である。メインになるようなところは家族支援と相談支援であると思うが、この医療的ケア児等を持つ家族同士の交流や情報交換を行うところであると思っている。それから調査分析と情報発信ということで、医療的ケア児等の支援に関する普及啓発を行っているような機関ということになる。

次に、4ページを御覧いただきたい。

医療的ケア児やその家族への支援のイメージということで図がある。真ん中に医療的ケア児支援センターやっほ、都道府県というところである。左下にある各家庭からの相談を受けて、情報提供、助言などを行っている。また、右側にある市町村等というところであるが、地域の支援の現場、こちらにも情報の提供、それから関係職員などの研修の場の提供などを行っているようなところである。

次に、5ページを御覧いただきたい。

医療的ケア児についてである。医療的ケア児とは医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、痰の吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことである。こういう児童については常にケアをしていかなければいけないということで、専用の相談窓口としてこの支援センターが開設されているような状況である。

次の6ページであるが、この医療的ケア児の人数であるが、県の令和4年度医療的ケアを要する小児等の実数調査において、3番の二次保健医療圏別というところで、沼田、これは利根沼田ということになるが在宅で9名という状況である。この支援センターとの連携ということであるが、沼田市自体にはまだやっほから話が来ていないが、利根沼田の自治体それから障害サービス事業所などで構成している利根沼田自立支援協議会という団体があるが、そちらに昨年11月の定例会に職員が来て、取組の説明をしていったところである。病院から退院して、各家庭に戻るときには、医療の見地により保健部門に連絡がいつ

たり、障害者のサービスを利用できるかどうかということは事前に市に病院から確認がされており、こちらと家庭の情報共有というか、そういうことができるような体制で今は運用されている。今後、このセンターができたことにより、そういう家庭で何か困ったことがあれば、まずはそこへ相談していただいて、そこから情報提供を受けたり、こちらでも各家庭のサービスを受けている中での困りごと等があれば、情報提供したりして、お互いに情報を共有しながらサービスの向上に努めていきたいと考えている。

次に、報告事項1「物価高騰対応重点支援給付金の追加給付について」報告する。

この給付金は先の12月議会で追加議案として補正予算を決定していただいた。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を最も受けやすい低所得世帯への支援として、3万円に追加して、1世帯当たり7万円をプッシュ型で支給するものである。

対象者は令和5年12月1日現在、本市の住民基本台帳にある世帯のうち、令和5年度住民税均等割が非課税である世帯及び家計急変世帯として3万円の給付を受けた世帯で本年1月4日木曜日及び5日金曜日にかけて、4,615世帯に確認用のハガキを送付した。振込口座等、変更事項がない場合には手続をすることなく、振込を行うこととしている。

なお、振込日は1月24日水曜日を予定している。

次に、次第にはないが、1月1日に発生した能登半島地震の義援金について、1月4日からテラス沼田、白沢・利根の両支所、旧沼田の各コミュニティセンター、図書館に募金箱を設置し、義援金の受入れを開始したので報告する。

○委員長 説明が終わった。

まず、調査事項1「群馬県医療的ケア児等支援センターとの連携について」質疑はあるか。齋藤(育)委員。

○齋藤(育)委員 先月、委員会で特別支援学校を視察させていただき、様々な状況にある子供たちが通学して学んでいるところを拝見した。医療的ケア児について、就学前の幼児は自宅、保育園、発達支援センター、そういうようなところで活動されていて、就学後は、特別支援学校に通ったり、さらに重度の障害を持つ子どもについては病院内で生活するという認識でよろしいか。

○社会福祉課長 重度ということになるとなかなか在宅でのケアは難しいかと思うので、病院にそのまま入院しているか、施設に入所してケアを受けながら生活されているような形になろうかと思う。在宅で可能な場合であれば、多少重いような人であってもケアを受けながら生活をしているような状況にあらうかと思う。沼田市の場合、在宅の人は現在5名ほどいる。その中でいろいろな医療的なケアが必要な人が1名いるが、そういう人でも在宅でケアを受けながら生活している。重度だから、軽度だからというよりは在宅で可能なケアが受けられるかどうかというところでの違いになろうかと思う。

○齋藤(育)委員 説明の中で利根沼田自立支援協議会とあったが、沼田市障害福祉計画とも関係してくるが、群馬県医療的ケア児等支援センターやっほと連携を図るような場面では、その協議会を通じて行うということになるのか。

○社会福祉課長 実際には協議会にはいろいろなサービス事業者が集まっており、医療関係の人も来ている。また、特別支援学校の先生もメンバーとして入っている。今、医療的ケア児について専門的にやっている部会はないが、そちらで協議を進めていくような形で検討はされている。

○齋藤(育)委員 現時点で、沼田市ではやっほと特別連携しているものはないという説明だったが、将来的なことを含めて、連携を想定する場合にはどのようなことが考えられるか。

○社会福祉課長 将来的な連携ということであるが、一番は情報提供、情報共有というところになろうかと思う。社会福祉課においては障害に係るサービスの利用というところになろうかと思う。障害を持つ人との直接的なやりとりは常日頃行っているところであるが、協議会などを通じて情報提供みたいなものができればいいと思っている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 次に、報告事項1「令和5年度物価高騰対応重点支援給付金(7万円追加給付)について」質疑はあるか。井上委員。

○井上委員 7万円の給付については、何とか1月中にやっていただけるということでありがたいと思っている。これについては12月議会で決定して、もう既に動いてもらっている。この後、課税世帯、均等割世帯の追加の10万円の給付等、あとは非課税世帯の子供、18歳以下の5万円給付という方針が出ていると思うが、それについてはどうなっているか分かれば教えていただきたい。

○社会福祉課長 今後予定されている10万円の給付、それから子育て世帯に対する5万円の加算については、今現在7万円の給付と並行して作業を進めている。予定としては一応2月ぐらいにどうにかできるかというような見込みで作業をしているところである。

○井上委員 確認であるが、臨時議会ではなく、専決処分に対応していただけるということでしょうか。

○社会福祉課長 予算については、2月ぐらいをめどにおそらく専決処分させていただくような形になろうかと思うので御理解いただければと思う。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 なければ、以上で社会福祉課を終了する。

次に、子ども課の所管に係る事項について説明願う。

(金子子ども課長 説明)

## イ 子ども課

### ・調査事項

#### 1 令和6年保育園関係施設における入園調整の状況について

○子ども課長 調査事項1「令和6年保育園関係施設における入園調整の状況について」説明する。

資料7ページを御覧いただきたい。

令和6年度の入園申込みについては、今年度は9月1日から10月13日までの第1次受付分について利用調整を行い、12月13日付で保護者あてに通知した。第1次受付の利用調整



の状況は、次の8ページを御覧いただきたい。上の表は園別の状況、下の表は年齢別の状況である。各園における受入可能人数が限られていることから、受入可能人数を超えた園については利用調整を行っている。

利用調整については、保護者に入園申込みをするときに第1希望から第3希望までの記載をお願いし、第1希望で受入可能人数を超えた園の希望があった場合には、第2、第3希望の園の案内をし、了解を得た後、決定している。どうしても特定の園を希望し、第2希望以降の園の入園を辞退し、申込みをキャンセルする人もいる。入園予定人数が、申込みの総数よりも少なくなる結果となっているが、第1次調整の結果、現在のところ、待機児童はいない。第2次以降の申込みについては、現在28人の入園希望があり、随時調整を行っている状況である。

○委員長 説明が終わった。

調査事項1「令和6年保育園関係施設における入園調整の状況について」質疑はあるか。発言よろしいか。

○副委員長 委員長。

○委員長 2次の人々が28名いるということであるが、ゼロ歳児は生まれたところで入園する。そういう人もこれからあると思う。各園でもゼロ歳児が入ってくるであろうという形で、保育士を増やしたりしていると思う。4月1日から保育士を雇い入れているが、例えばそのゼロ歳児が8月からということになると、8月からの給付になると思う。その前、8月以前の部分というのは、やはりその辺、市でみなすことはできないのか。

○子ども課長 委員長の発言のとおり、今申し込んで6か月とか3か月たたないと受け入れできないので8月からとなると8月分からの給付しか出ない。それは国で定められていることなので仕方がないことである。以前、説明会のときに説明させてもらったが、「市独自の運営費の補助を行っているので、その部分で何とかそういう部分は賄ってください」という話はさせていただいている。現実的にはそれに特化して、人員の確保のための給付というのは現実として行うことができていない状況である。

○委員長 各園に割り振られた給付金があると思うが、その中で賄ってくれということであるが、結構園でもかつかつでやっているという話を聞いている。たしかに国の方針で8月からということになってしまいが、保育士を入れるのはもう4月1日からであり、8月から入れるというわけにいかない。その辺、何とか市独自でやっていただけないかというように話をいただいた。子ども課ではそのような検討はしたことがあるか。

○子ども課長 いろいろ他市の状況等も調べている。全国的なものは調べていないが、群馬県内ではそういう支援をしている市はない。その辺も含めて、今後、市単独でとなるとかなり厳しいものがあるので、国に要望等は上げていければなというふうに考えている。

○委員長 ぜひ国にもそういう要望を上げて、国も今の岸田総理も子育てに力を入れるということなので、ぜひともそういったところにも市からも要望を上げていただいて、国からそういった予算……。そういった部分でそういう要望を出していただければありがたいと思う。答弁は結構である。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 なければ、以上で子ども課を終了する。

次に、介護高齢課の所管に係る事項について説明願う。

(信澤介護高齢課長 説明)

ウ 介護高齢課

・調査事項

1 市内の介護従事者の状況について

・報告事項

1 令和5年度高齢者慶祝事業について

○介護高齢課長 まず、調査事項1「市内の介護従事者の状況について」説明する。

資料10ページを御覧いただきたい。

本市では介護従事者の人員状況等について、特別な調査等による把握は行っていないので、令和2年度、コロナ禍に実施した「沼田市介護従事者慰労金」の支給状況により報告する。この事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施した事業で、重症化のリスクが高い新型コロナウイルス感染症に対して、最大限の感染防止策を継続的に講じながら、使命感を持って介護サービスの継続に努めた介護従事者に対し慰労金を支給したものである。対象者としては、1つ目は、市内の介護サービス事業所・施設等に勤務している人、または勤務していた人で、勤務した日が令和2年2月11日から6月30日までの間に延べ10日以上ある人。2つ目は、市内在住で、上記期間において市外の介護事業所に勤務している人、または勤務していた人。3つ目は、沼田市医療従事者慰労金及び沼田市保育等従事者慰労金の交付対象ではない人、4つ目は、沼田市職員として勤務していない人である。

次に、対象の経費であるが、1人当たり30,000円を支給した。

次に、支給状況を説明する。これが今回、調査事項となる「市内の介護従事者の状況」に当たるデータとなる。合計金額は59,460,000円で人数は1,982人となっている。

なお、本データにおける介護従事者の職種としては、表の下の注釈に記載のとおり、訪問介護員、介護職員、看護職員、介護支援専門員、理学療法士、管理栄養士、また、事務職員やドライバー等で介護事業所の業務に従事している皆さんである。

次に、本市における介護事業所の人員配置等の確認方法について説明する。

市町村が行う介護事業所の管理業務の中で、人員配置等の確認を行う時期について、1つ目は、事業所の新規指定申請時となる。2つ目は、事業所の更新申請時である。本申請は6年に1度となっている。3つ目は、事業所の人員配置に変更があったときで、随時の届出となる。

これらの業務については、自治体が利用者や入居者に対し、事業所が適切なサービスを行えるよう体制を整えるための人員配置基準が満たされているかどうかの確認をするために行うもので、通常の業務においては、全体の人員状況等を把握する作業は行っていない。

次に、報告事項1「高齢者慶祝事業について」報告する。

資料11ページを御覧いただきたい。

2月9日金曜日に実施を予定している。対象者は令和6年中に数え100歳を迎える31人で、

慶祝状と記念品の贈呈を予定している。また、対象者には、市長、社会福祉協議会長、同事務局職員及び介護高齢課の職員が訪問して対応する。

○委員長 説明が終わった。

調査事項1「市内の介護従事者の状況について」質疑はあるか。井上委員。

○井上委員 これは市内で働いている人の数であって、市民で働いている人ではないということによろしいか。

○介護高齢課長 こちらの資料にある支給状況であるが、内容については市内で働いている人の数ということになる。沼田市に住所があって市外の施設に勤めている人も対象としている。

○井上委員 2千人ぐらいが介護事業に市内・市外問わず在勤しているということである。先日、介護の給与等について請願が出た。この人数、市内でこういった事業に従事している人の数、四万何千人のうちの2千人というのは近隣市町村、同規模の市などの状況から見ても多いのか。それともこれぐらいが割合として一般的なのか。

○介護高齢課長 データがないので把握していない。

○井上委員 慰労金を出した人数ということで、数字を出してもらったが、各事業所で実際にどれぐらいの給与をいただいているかとかといった資料は市にはないということによいか。一応金額が決まっていて、ベースとなる金額が決まっているが、もらっている金額はそれぞれの事業所で違うのではないかと思う。そういった金額については市では把握していないか。

○介護高齢課長 そこについては資料がない。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 次に、報告事項1「令和5年度高齢者慶祝事業について」質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 なければ、以上で介護高齢課を終了する。

次に、健康課の所管に係る事項について説明願う。

(鶴淵健康課長 説明)

## エ 健康課

### ・調査事項

#### 1 市内の医療従事者の状況について

○健康課長 調査事項1「市内の医療従事者の状況について」説明する。

資料12ページを御覧いただきたい。

現在、本市において独自の調査は実施していないので、国勢調査と群馬県が公表している「群馬県保健医療計画」を基に説明する。

資料13ページを御覧いただきたい。

こちらは、国勢調査の数値を本市の統計担当課がホームページに掲載しているものであ

る。第3次産業の下から4段目に、医療・福祉の項目があり、直近の令和2年を見ると3,798人となっている。その5年前の平成27年が3,369人、さらに5年前の平成22年は2,940人なので、国勢調査における医療・福祉の人数は増加傾向であることを読み取ることができる。なお、医療・福祉の大分類には、医療、保健衛生、社会保険、社会福祉及び介護に関するサービスを提供する事業所が分類される。

次に、14ページを御覧いただきたい。

これは令和3年4月に一部改定された群馬県保健医療計画を抜粋したものであり、第5章、地域医療構想の8沼田構想区域の一部である。人数については人口10万人当たりの数、区域については沼田市と利根郡の町村が1つの区域となっている。

まず、医療資源の状況、(2)医療従事者を御覧いただきたい。これを見ると、利根沼田区域における人口10万人当たりの医療施設に従事する医師の数は204人で群馬県の233.8人と比べると少ない状況である。

次に、同じ条件であるが、歯科医師の数は55.9人で群馬県の72.5人と比べるとこれも少ない状況である。

次に、同じ条件であるが、薬剤師の数は150.7人で群馬県の175.9人と比べるとこれも少ない状況である。

次に、同じ条件であるが、病院に勤務する看護職員の数は、常勤換算数ということであるが930.4人で群馬県の799.5人と比べると多い状況である。同じく、診療所に勤務する看護職員の数は170.4人で群馬県の194.8人と比べると少ない状況である。同じく、訪問看護事務所に勤務する看護職員の数は44.9人で群馬県の35.1人と比べると多い状況である。

次に、人口10万人当たりの理学療法士の数は202.2人で群馬県の83.3人と比べると大分多い状況である。同じく作業療法士の数は70.4人で群馬県の40.4人と比べると多い状況である。同じく言語聴覚士の数は30.5人で群馬県の14.6人と比べると多い状況である。

なお、本市における予防接種事業や健診事業の実施に当たっては、沼田利根医師会の先生と定期的な会議のほか、それぞれの事業ごとに必要に応じて連絡、調整を図りながら実施している。

○委員長 説明が終わった。

調査事項1「市内の医療従事者の状況について」質疑はあるか。戸部委員。

○戸部委員 令和2年の国勢調査に基づいてやってもらったが、これ見ると結構な人数だと思った。また国勢調査がされることになるが、令和2年の国勢調査と比べると多くなるような見込みなのか。

○健康課長 健康課では医療関係者の数は把握していない。医師法であるとか、歯科医師法、それから医療法において医師は届出をしたりするというのを私も調べて知った。市町村、沼田市にはそういう届出がされないという状況である。したがって、群馬県にはそういう届出がされて、こういう数字を公表することができるということである。人数が多いか少ないかということで比較をするために、おそらく群馬県としても人口10万人当たりの数ということで示していると考えられるわけである。今後の推移ということであるが、群馬県において、この医療計画について、新しいものを策定しているところであると思うので、そういったところでその辺の数値がどうなのかという分析もされると考えられる。また、それぞれの地域ごと、沼田の医療圏というのは利根沼田地域が1つの医療区域にな

っているわけであるが、そちらの傾向などもこの計画では分析されていて、今後、県とするとどういった支援を行っていくかということも記されていた。健康課として独自の数字は持っていないがそういったところの資料を見ながら、健康課の業務が無事に進められるように努めたいと考えているところである。

○戸部委員 次のページの医療従事者の10万人当たりの数値を見ると、結構、結構多いと思った。医師の数などは少ないことが分かったので勉強になった。答弁は結構である。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 なければ、以上で健康課を終了する。

以上で、健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明を終わる。

#### (5) 今後の日程について

○委員長 次に、次第(5)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の説明のとおりでよろしいか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

○委員長 それでは、そのようにしたい。

(健康福祉部 退室)

○委員長 休憩する。

午後2:40～午後2:45

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

#### (4) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 次第(4)健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。意見はあるか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 ないようなので、以上で健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

(5) 今後の日程について

○委員長 次に、(5) 今後の日程について、イ 今後のスケジュールについて事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

(6) その他

○委員長 説明が終わった。その他、委員から何かあるか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 ないようなので、以上で本日の委員会を終了する。

(午後 2 時 50 分 終了)